

従業員の テレワーク実施を 支援します!!

「多様な働き方推進事業費補助金(テレワークコース)」の申請には、

京都府テレワーク推進センターの
専門家との相談が必要となります。

まずは、京都府テレワーク推進センターに
お電話ください。

TEL:075-746-5252

※相談は、内容により電話・窓口相談・オンライン・個別訪問のいずれかで対応いたします。

専門家との相談では、
テレワークに関する相談に対して
アドバイスをいたします。

テレワークの
対象となる業務
内容の切り分け

テレワークに
必要な機器の
選定

就業規則の
改定など
社内制度の整備

人事評価、
労務管理の方法
等

補助対象事業

中小企業等の従業員が新たにテレワークを実施する事業

- ▶ テレワーク実施のための情報通信機器等の導入 ▶ 就業規則等、社内規則の整備
- ▶ テレワークに関する研修等の実施 等

※令和2年度以前の「多様な働き方推進事業費補助金」を活用しテレワークを導入された事業者及び令和2年度「多様な働き方推進事業費補助金(テレワーク導入支援緊急補助コース)」を受給された事業者は、本補助金を受給することができませんのでご了承願います。

補助対象経費

講師謝金、旅費、機器のレンタル・リース及び購入経費、教育研修費、役務費、委託料 等

※パソコン・タブレット等の機器は1台ごとに150,000円、設定費等は合計300,000円を上限
※就業規則の作成等、外部コンサルティング、研修・セミナーに係る経費は、合計200,000円を上限

補助率・補助額

中小企業者等… 補助対象経費の**2分の1**以内 (上限:50万円)

小規模企業者… 補助対象経費の**3分の2**以内 (上限:50万円)

※小規模企業者とは従業員20人以下(卸売業・小売業・サービス業は5人以下)の事業者等を指します。
※上記の要件は業種ごとに異なります。どの業種に該当するかは総務省HP「日本標準産業分類」をご確認ください。

申請期間

令和3年4月28日(水)～令和3年12月28日(火)

※補助金は予算の範囲内で交付するため、期間内であっても募集を終了する場合、あるいは希望された金額を交付できない場合がありますので、ご了承願います。



趣旨

テレワークを導入する事業者を支援するため、京都府の補助を受け、京都府中小企業団体中央会が京都府テレワーク推進センターと連携し実施。

補助対象者

京都府内に事業所を有し、かつ、「子育て環境日本一に向けた職場づくり行動宣言」を行うものであって、以下のいずれかに該当するもの（みなし大企業に該当しないもの及び国または地方公共団体から出資を受けていないものに限る。）

ア 業種区分に応じて **A** または **B** を満たすもの（個人事業を含む）。その他の法人は、区分に応じて **C** を満たすもの

業種区分	A 資本金基準 (資本の額又は出資の総額)	B 従業員基準 (常時使用する従業員の数)
① 製造業、建設業、運輸業	3億円 以下	300人 以下
② 卸売業	1億円 以下	100人 以下
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業を除く)	5,000万円 以下	100人 以下
④ 小売業	5,000万円 以下	50人 以下
⑤ ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円 以下	900人 以下
⑥ ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円 以下	300人 以下
⑦ 旅館業	5,000万円 以下	200人 以下
⑧ その他の業種(上記以外)	3億円 以下	300人 以下

その他の法人	C 組織形態・従業員数
⑨ 組合、連合会	中小企業等経営強化法第2条第1項第6号から第8号に規定される組合及び連合会
⑩ 医療法人、学校法人、社会福祉法人	常時使用する従業員の数が100人以下の者
⑪ 社団法人(一般・公益)	直接又は間接の構成員の3分の2以上が中小企業者であり、かつ、①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑫ 財団法人(一般・公益)	①～⑧の業種区分に基づき、その主たる業種に記載の従業員規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	

イ きょうと福祉人材育成認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

ウ 「京都モデル」ワーク・ライフ・バランス推進企業認証制度による認証を受けているもののうち会社以外のもの

エ ア、イ、及びウに掲げるもののほか、特に京都府中小企業団体中央会が認めるもの

手続の流れ

申 申請者 **テ** 京都府テレワーク推進センター **中** 京都府中央企業団体中央会

1 京都府テレワーク推進センターの専門家による相談《必須》 **申** >> **テ**

まずは、京都府テレワーク推進センターにお電話ください [TEL:075-746-5252]

テレワークに関する相談に対してアドバイスさせていただきます。※相談は、内容により電話・窓口相談・オンライン・個別訪問のいずれかで対応いたします。

2 アドバイス内容を踏まえ、交付申請書等を作成し、京都府テレワーク推進センターに提出(郵送または持参) **申** >> **テ**

京都府テレワーク推進センターで書類の内容を確認し、京都府中小企業団体中央会に提出いたします。

※申請書類は、京都府テレワーク推進センターのホームページからダウンロードできます。

3 事業内容、効果について審査し、審査結果を通知 **中** >> **申**

4 事業の実施 **申**

※経費の支払い、効果測定までを、交付決定から令和4年2月28日までの間におこなってください。

事業実施後の流れ

実績報告書等を提出

京都府中小企業団体中央会へ実績報告書等を提出ください。 **申** >> **中**

京都府中小企業団体中央会

〒600-8009 京都府京都市下京区函谷鉾町78 電話:075-708-3701

補助金額の確定・交付 **中** >> **申**

京都府中小企業団体中央会にて実績報告書等の内容を確認後、補助金額が確定され補助金が交付されます。(精算払)

京都府テレワーク推進センター

KYOTO TELESKIP PROMOTION CENTER

〒600-8009 京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町78番地 京都経済センター3F TEL.075-746-5252

[受付時間] 平日9時～17時

[アクセス] ・京都市営地下鉄烏丸線「四条駅」北改札出てすぐ

・阪急電車京都線「烏丸駅」26番出口直結

・京都市営バス「四条烏丸」徒歩すぐ

まずはお気軽に
ご連絡ください!

Web

<https://www.kyoto-telework.jp>



※当センターは株式会社パナが京都府より受託・運営しています。

